

政令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。